

平成 23 年度第 3 回市原市環境審議会議事録

- 1 日 時：平成 24 年 1 月 18 日（水）午後 2 時 00 分～午後 4 時 00 分
- 2 場 所：市原市役所 議会棟第 4 委員会室
- 3 出席者：泉水会長、小野副会長、犬伏委員、小茶委員、篠原委員、田中委員、加藤委員、牟田委員、守屋委員、堀田委員、在原委員、高橋委員、高梨委員、小池委員、鈴木（輝）委員、鈴木（優）委員、大久保委員
計 17 人
- 4 欠席者：羽鳥委員、妻川委員、安藤委員
計 3 人
- 5 議 題：(1)「市原市一般廃棄物処理基本計画（案）」について
(2)「一般廃棄物の収集運搬体制及びごみ処理手数料の見直し（案）」について

6 内 容

- 司 会：あいさつ（省略）
会議に先立ちまして、資料の確認をいたします。
（資料確認）
なお、本日 3 名の委員が欠席でございます。
それでは、平成 23 年度第 3 回市原市環境審議会を開会いたします。
- 司 会：はじめに、佐久間市長からごあいさつ申し上げます。
- 市 長：あいさつ（省略）
- 司 会：それでは、本日もご審議いただき議題につきまして、佐久間市長から審議会へ諮問書をお渡しいたします。
- 市 長：市原市環境審議会会長 泉水昇様 「市原市一般廃棄物処理基本計画（案）」及び「一般廃棄物の収集運搬体制及びごみ処理手数料の見直し（案）」について諮問させていただきます。このことにつきましては、「市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例」第 6 条及び「市原市環境審議会規則」第 2 条第 5 号の規定により、諮問を致します。
「市原市一般廃棄物処理基本計画（案）」について、二つ目が「一般廃棄物の収集運搬体制及びごみ処理手数料の見直し（案）」についてでございます。どうぞよろしくお願い致します。

- 司 会：恐れ入りますが、佐久間市長は所用のためここで退席させていただきます。
※佐久間市長退出
- 司 会：それでは、議事に入らせていただきます。市原市環境審議会の議長は、「市原市環境審議会規則」第 5 条により会長が務めることとなっております。泉水会長、よろしくお願いいたします。
- 泉水 会長：あいさつ（省略）
- 議 長：それでは、規則により議長を務めさせていただきます。円滑なる議事進行に委員の皆様のご協力をお願いします。
はじめに、本日の出席委員は、総委員数 20 名のうち 17 名の出席をいただいております。半数を超えております。よって、「市原市環境審議会規則」第 5 条の 2 の規定により、本日の会議は成立しております。
次に、議事録署名人でございますが、本日の議事録署名人を指名いたします。守屋委員、田中委員をお願いします。
（両委員了承）
- 議 長：本日 1 名の傍聴者が外で待機しております。本審議会は、「市原市情報公開条例」等に基づき、原則公開となっておりますので、傍聴者を入室させていただきます。
～傍聴者入室～
- 議 長：傍聴者をお願いします。お配りした傍聴要領を守り、係の指示に従って下さい。これに従わない場合には退席いただくことがありますので、ご注意願います。お配りした資料につきましては傍聴用にお配りしたものですので退席の際にはお返してください。
- 議 長：それでは、議事に入ります。まず議題 1 の「市原市一般廃棄物処理基本計画（案）」について、担当の方は説明をお願いします。
- ｸﾘｰﾝ推進課：説明（省略）
- 議 長：それでは、ただいまより質疑等に入ります。ご不明な点やご意見がありましたらお願いします。
何かございませんか。
- 委 員 A：例えばこういった計画に対して、どうやって評価をするか、という評価方法などもこの計画の中にも含まれているといいのではないかという気がしたのですが。それはやはり情報の収集ということですので、こんな状況で進んでいるとか、効果があったとかですね、評価方法があった方が良いと思うのですがいかがでしょうか。
- ｸﾘｰﾝ推進課：評価方法につきましては、まず目標というのを掲げさせていただいておりますが、最終年度の目標として市民一人あたりの一日の排出量 850g というのと資源回収率 28%、これについて、この目標にいかにか近づいたか、ということ

で促進状況というものを考えております。

もう一つは、進行管理というものを冊子の中の 85 ページに基本計画進行管理ということで、PDCA サイクル、随時見直し等も考えさせていただいております。

委員 A：そうしますと最終的な目標 850 とか 28.8%、その中で中間的な発表も当然あるのだろうと期待しておるのですが、それによって更に効果が上がるというか、インセンティブも期待もできるのではないかという気がします。進行管理について、計画途中においても評価をされるのでしょうか。

リ-ン推進課：計画期間を 24 年度から 33 年度としておりますが、平成 28 年に見直しということを考えております。それについては、市の総合計画が平成 27 年度終了ということで、その中で人口の計画ですとか様々なものが見直されてくると思いますので 28 年度を目途として、この計画を評価しながら見直しを図っていくというふうに考えております。

委員 B：基本方針の 1 項に、ごみ減量化の推進で、家庭系ごみの全面有料化の検討となっておりますが、これは、できるだけ公費を少なくして応分に各人で負担するという事は非常によろしいのですが、逆にこれが足かせとなって不法投棄になるのではないかと懸念があります。

したがいまして、この不法投棄に監視業務の拡大という項目がありますが、当然ここには今以上にコストがかさんでくると思います。トータル的に見た場合にどちらが得なのかなということが気になります。

リ-ン推進課：まず一般家庭のごみの有料化について説明いたします。これにつきましては、資料の 46 ページを見ていただきたいと思います。この中のごみ手数料の適正化の中の家庭系ごみの全面有料化につきましては、これから審議いただくこの計画の進捗状況によって、見直しの 28 年度までにどうしたらいいのか、ということで検討をしていきたいと思っております。

不法投棄対策につきましては、今回予定しておりますのは、持ち込みごみの有料化ということで、一般家庭全面有料化ということではございません。不法投棄が増えるという予測はされますが、どの程度かということは、今後検証するという事になると思うのですが、この計画の中では不法投棄対策というのを位置づけさせていただいております。

委員 B：トータル的に言ったら、ごみ処理に対するコストは若干増える傾向にあるということですね。

リ-ン推進課：それにつきましては、若干ということで見込んでおります。不法投棄がよその状況とか見ましても、持ち込みごみの有料化だけでは不法投棄がかなり増大するという事は考えておりません。若干は増大するだろうとは考えておりますが、その分の不法投棄対策のコストが、今よりは若干ということでは

予想しております。

議長：よろしいでしょうか。その他に何かございませんか。

委員 C：最終処分場の埋め立て可能期間が、減量によって 5 年程度延長すると。しかし近い将来には満杯になりますよね。そのことを考えると減量だけでは解決しない、もう一つ根本的な施策が必要な気がいたしまして、最終処分場の再活用と申し上げたらいいでしょうか、20 年位前から埋め立てた古い時代の処理場というのは、分別が必ずしも完璧ではなくて、色々な物をどんどん埋め立てていった。そのことが忘れられないのですが、それをもう一回掘り起こして一番底部のところに遮断シートというのを敷いて悪いものが出ないようにという当時の技術の最先端ではあったんでしょうけど今現在その遮断シートに傷がついていないか、底部のところはまだ保全されているかということは、点検しなければならぬと思うのですね。

大変なことではありますが、一度掘り起こしてその点検、もう一つはごみを埋める時に廃棄物をのせて土の層をのせてというサンドイッチみたいに積んでいきますよね。一番上に表土をのせますよね、その土の層が再処理することによって土の中に毒性がでていたら埋め戻さなくてはいけません、大丈夫だったら除外して全体の嵩を減らすと。埋めたごみの中でも再処理によって資源化できるものもあるかと思えます。そのような方法で埋められていた、特に土が多いと思えますが減量するのは 3 分の 1 まで可能だと聞いたことがあります。

そうしますと、うまくいけば 3 分の 2 を、また入れてゆけるということは何箇所かでやりますと、新たな処分場を確保する、それによって新たな問題も起こるわけですから、このようなことを長期にわたって考えていかなければならない時期にきてるのでは。今これを出して即このところに入れられるかどうか、そのタイミングとして心配ではありますが、28 年度にもう一度見直しをしようとおっしゃるのでしたら今この場で申し上げておきたいと思えます。

クリーン推進課：まず最終処分場の掘り返しについては、埋め立て基準がありまして、その基準に基づいて埋め立てたものを新たに掘りなおして、もう一度使用するということは、閉鎖する基準という中でもありませんし、今後課題となってくると思えますが、今のところそういう事ができる状況ではございません。

次に最終処分場の寿命なんですけど、今後 5 年間延長ということでおりましたが、最終処分場の埋め立てが完了する時期は平成 43 年度までは埋め立てが可能であると考えております。

市原市の実情といたしまして、今、最終処分場が平蔵にございますけど B2 地区です。今後の全体計画では B3.B4.B5 といって C 地区ということで今後 100

年間以上は埋め立てできると想定しておりまして、例えば技術的に国の方で掘り返して再使用ができるといった技術革新というものができた時に、その方針に則って、委員のおっしゃったような事についても検討したいと考えますが、今、この段階でそこまでのことは考えておりません。

委員 D：市のお金を多く使って、やる方がいいのか、それとも市民の労力を使ってごみを減らした方がいいのか考えてみたのですが、やはり物を買ってくると、既にゴミになるということで、買う時に熟慮してできるだけ買わない、買ってしまえば、ゴミとして出さないという、今までの3Rでやってきたのですが、やはり買う時に決断をしなければ、家に入ってくればゴミになってしまうということで、この10年間物を買うとき不必要な物は要らないと拒否をする、リフューズ。

これほど環境問題やごみ問題が起こってくれば市民一人一人が勉強させていただいて、そここのところでストップしないと、ごみ問題は中々減量化していかないのではないかなど。今後は市民に御理解をしていただけるようなニュースを行政側からも出していただきたいと思います。ある会議で30人40人を相手にしてやるよりも広報というものがありますので、様々な機会を通じて、知恵を広報し、ごみ減量につなげて行くことが大事だと感じました。

3Rに一つのRをいれて拒否すると、いうそういうものを入れていただければと感じました。

グリーン推進課：広報につきましては、あらゆる媒体を使って広報していきたいと思っています。私どもが持っている講座の「おでかけくん」、これは市民の要望によって私たちの方から行って市民にお話する場面。

もう一つは「おしかけ君」といいまして、我々がイベントに押しかけて啓発をしていきたいというように考えております。

御提言の、拒否ということにつきましては、既にマイバック運動とかですね、こういう中で買い物袋をもらわないような事を実際に行っておりまして、これは県との連携の事業として「ちばレジエコ」として実施をしている事業でございます。ですからこの中で当然やっていくべきものと考えております。

委員 D：広報などに端の方に月に2回位、市民の目に入れば、それでハッと気がついたりするのではないかなと思います。

グリーン推進課：広報については、年8回、環境掲示板という名前で小さな枠をもらっておりまして、それを活用していきたいと思っております。

議長：その他に何かございませんか。

委員 E：今の啓発の事に関連しているのですが、市民の方によく理解していただいて、参加していただく事が重要だと思いますが、この計画を読んでいて結果として表れているところとしては、87ページのところにパブリックコメントの事が書

いてあるのですが、提出していただいたのが 12 件ということで、27 万人程の人口なのに大分少ないのではないかという気はしたのですが。

ディスカッションできるような場があってやっていくということが必要だと思いますので、よろしく願いいたします。聞きたいと思ったのが 12 件の内容がどんなもので、この計画にどのように反映されているか、というのを教えていただければと思うのですが。

ｸﾘｰﾝ推進課：実際の計画への反映なんです、ごみ手数料の適正化について意見を大分いただいております。また、集団回収品目の拡大については、パブリックコメントの意見を具現化したものとなります。この様に市民の意見を計画の中に盛り込んで、一部修正や追加ということを行っております。

委員 E：73 ページのところに生活排水処理の課題というところで、合併浄化槽を年間 310 基程度設置していくということで、有難いことだと思うのですが、今単独浄化槽から合併処理浄化槽にということで、県の方でも色々苦勞しております、市の方で、こういう風に目標をたててやっていただくのは有難いのですが、ちょっと心配なのは 72 ページの方は合併処理浄化槽の補助の基数が最近少し減りつつあって 300 に満たない状況にあるのですが、310 を維持するのに今後どういう風にしていくのかというのを教えていただきたい。

ｸﾘｰﾝ推進課：まず 310 基というのを目標にしております、どうやって 310 基を維持するかと言いますと、例えばこの合併処理浄化槽の補助事業につきましては、県費、国費、市費という 3 つの事業費から成っております、特に最近国費の方が減っている状況がございます。どうやって減った中で維持しようかということで考えております、合併処理浄化槽設置 1 基に対する補助率、これは 3 分の 1 で変わりませんが、上限額を少し下げようということで、できるだけ広く皆様にご協力を願うような感じで進んでいきたいと思っております。

議長：その他に何かございませんか。

委員 F：このタイトルは、市原市一般廃棄物処理基本計画、このタイトルの中で廃棄物のことと水質汚濁の防止、この 2 つのことを盛り込んでいる訳ですね。

ｸﾘｰﾝ推進課：一般廃棄物処理基本計画は、一般的なごみと尿と浄化槽汚泥、両方とも一般廃棄物ですので、その 2 つを合わせてごみ処理計画編と生活排水処理編ということで盛り込んでいるものでございます。

委員 F：それはどこの市も同じ枠組みの中でこういうタイトルで公表しているのですか。

ｸﾘｰﾝ推進課：一般的に、どこもこういう形でやっております。

委員 F：地震のことに触れているが、P61 の震災への備え、この中で震災廃棄物処理基本計画というのは別に定めてあるわけですね。

ｸﾘｰﾝ推進課：それにつきましては、別に定めてございます。

委員 F：それは私どもが審議会等の場で目にしたことはあるのでしょうか。

ｸﾘｰﾝ推進課：審議会等の場で示したことはありません。

委員 F：何かの機会にどういうものか勉強させて下さい。

ｸﾘｰﾝ推進課：はい。

委員 F：県の計画などもそうですし、市の計画もそうだと思いますが、県の計画なんかですと、例えば大学がひとつの教材や研究材料にしたり、市の場合だと高校や大学、中学がこういうものを教科書に使う訳です。そういう使い方がされる時がある。

その時に計画がかなりよく練られているという印象は、言葉の解説を、例えば生物的酸素要求量とか、化学的酸素要求量とか、そういうものを枠で括って書いてある。例えば P7 を見ると、集団回収というものの定義をこういう風にしてあります。こういったことが、定義をきちっと表現してあるということが大変大事なことで、こういう計画が良く作られているなという印象を与えるわけです。できれば、さほど手間ひまかかるわけではないので、関係する法律であるとか、県の条例とか、市の要綱とか、そういうものの上に成り立っているわけですよね。そういったものの一覧を、最後の参考資料の中にも付けておくと、これを土台にして、廃棄物やし尿処理のことを勉強しようとする人たちが、環境法令とか、何かを読むことによって余計、理解が正確になるわけです。ですからそういったものは、付けた方がいいのかなと思います。

ｸﾘｰﾝ推進課：その辺は検討させていただければと思います。

委員 F：ここは委員会の場ですから、お聞きいただければ結構です。

ｸﾘｰﾝ推進課：この資料の 2 ページに、これを作った位置づけ、法律の名前、県の計画。一応は乗せていただいています。

委員 F：細かい通達を載せると判断の基準が出ているわけでありまして。実際には、通達で動いているわけで、そこまで乗せておくといい資料になると思います。

ｸﾘｰﾝ推進課：検討させてください。

委員 G：市長の最初の挨拶にあったように、環境の中で今、皆、頭にあるのは放射能問題だと思います。これまでの市民懇話会とかでも指摘されていたのかもしれないが、発言させていただきます。

例えば柏市のような状況で、焼却灰の問題等が出ているが、現状としてその辺のモニタリングはどのようにやっているのか。これは災害対応で特別にやっているのか、それとも経常的に 10 年間とか見ていくのか。それともう一つは、下水処理の方でも同じような問題がでるのかと思いますので、下水汚泥の情報も教えてください。

ｸﾘｰﾝ推進課：国が放射性廃棄物の処理に関する特別措置法というのを作りまして、放射線

を帯びた、例えば地域指定というのがありますが、千葉県は指定されておりました、その中でごみの焼却施設、下水道処理施設の焼却灰に含まれる放射性物質濃度については、今後ずっと測っていく措置が取られておりますので、それに基づいて調査していく、既に調査をしていますが、今後もやっていく予定です。

それから、実際の一般廃棄物の焼却灰の放射性物質の濃度ですが、これはホームページで公表させていただいていますが、だいたい飛灰で1500ベクレル、主灰で数百ベクレルということで公表しています。

委員 G：試料 23 ページのところに、現状での処理フロー図がありますけれども、今、仰ったところは、焼却灰埋め立ての方まわるところのデータ、それから後は、焼却した時、出てくる灰ということですね。

クリーン推進課：はい。

委員 G：もう一つお聞きしたいのは、エコセメントと書いてありますね。これは、ブロック化したり、昨今、福島で問題になっているように、間違えて使われてしまった可能性があるのではないのでしょうか。そちらの方へ流路とか、放射性物質のモニタリングについてはいかがでしょうか。

クリーン推進課：焼却灰のエコセメントへの利用についてですが、実際のところ今、市原エコセメントについては、操業を停止している状況です。ですから今のところ再開するという仮定の中で、焼却灰のエコセメント化ということを行う予定で書いてありますけれども、今のところエコセメントには操業の停止中のため出してはいません。

それから、エコセメントの放射性濃度ですけれども、会社側に聞いたところ、セメントとして、製品として利用できる放射性物質の濃度については、100ベクレルとか200ベクレルと言っており、放射能が入っていても製品として使用可能なクリアランスレベルというのがあるのですが、それを満足する形で製品は作っており、尚且つ測定をしていると聞いています。

委員 G：現状止めてあるが、将来的に再開してまたこの中で使いたい、それが39ページの図の方へ反映されていると理解してよろしいですね。

クリーン推進課：はい。

委員 G：やはり気になるのが、エコセメントの使い道ですね。例えば公園とか道路舗装とか小学校の校庭を作ったり、そういうところで使ったりすると影響が大いと思うのですけれども、エコセメントの最終的な用途について、どこまで押さえているのか、これは後で市の責任になってくるかと思うのですけれども、業者任せでセメントを卸してしまったら、どこで使われるか分からないという状況ではないと信じたいのですけれども。

クリーン推進課：コンクリート構造物ではなく、例えばテトラポッドですとか、U字溝ですと

かそういうものに使われています。ですから、今のところは聞いている状況の中では、構造物までは行っていないと聞いております。

委員 B : 29 ページに各指標の状況の中で、県内市町村の平均との比較で、当市の状況があるのですが、これで県内順位で、50 市町村中 40 位と 44 位で非常にショックを受けている。なぜ、こんな風に、私達は一所懸命やっているつもりなんですけれども、なぜこんな結果が出るのか、良いところと、市原市ではどこがどう違うのか、その辺がこの資料の中では読めないが、如何か。

クリーン推進課 : 一番大きな問題は、市原市が持っている事業所がございませう。事業所からも事務用品など、一般廃棄物として排出されるものがございませう。この中で、特に事業系の一般廃棄物について、減量化が進んでおりませうので、そのところについても、今後この計画の中で減量化していこうと計画に位置付けてございませう。

特に、家庭系のごみは啓発、皆さんの努力によって減少してきておりますが、事業系の一般廃棄物の減量については、更に努力が必要と考えております。それから、他市町村の状況をお話ししますと、例えば観光地を抱えているところ、こういうところが順位的に低いという状況がございませう。

補足ですが、事業所も家庭も含めて市全体のゴミの量になりますし、一人当たり、人口で割り返した場合に、事業所を多く持っている市については、どうしても一人当たりのごみの量が高く出る傾向にあります。ですから、都市部はどうしても高くなり、言い方が悪いが、産業が無いところは純粋に家庭のごみしかありませんので、少なく出るという基本的傾向がありますので、この順位を持って市原市の努力が足りないという位置づけるのは、そうとは言い切れない。課長から申し上げたとおり、同じような理由で観光地、これも他の市町村から人が入ってきてゴミを捨てますし、事業所についても自宅から通ってきて、そこでゴミが発生するということになりますので、どうしても観光が盛んな市町村、事業所が多い市町村、工場がある市町村は順位だけ見ると不利になります。

あと、資源化率が低いことにつきましては、国県の統計で、焼却灰の処理とかを含めて資源化率という形にしておりませうして、そうした場合に最終処分場を持たない市町村が結構あり、そういうところにつきましては、全量をお金を掛けてでもスラグ化ですとかエコセメント化ということで資源化しているのですけれども、市原市の場合、幸いなことに最終処分場に相当余裕があり、経費的な問題がありませうして、灰の再資源化率はどうしても、強制的に再資源化しなければならない市からすると少なくなっておりませうして、資源化率についても不利な面がある状況にあるという事情がございませう。

委員 B : 諸般の事情があると思うが、これが市民に回ってなんでこんなに成績悪いの、

と率直な感じがあると思います。その辺について、もうちょっと上手にというか、適切な方法で説明があっても良いのではないかと思います。

ｸﾘｰﾝ推進課：ご指摘については、記述について検討させていただいて、考えていきたいと思ひます。

委員 F：雑談的な話になって申し訳ないが、バイオトイレ、特に野外活動をする時にトイレの問題が切実です。里山活動でもそうだし、市民の森でもそうだし、トイレをどう確保するかということが意外と大変で、私共のグループでは、小さなシートを使って、まず何をやるかという、穴を掘ってトイレを作る。それから野外活動、間伐とか下草刈りとかを始めるということが実際にある。なぜバイオトイレのことを言うかという、木質資源のバイオマスがリサイクルの中である。木質ペレットを使ったバイオトイレ、これを使うことによって環境の汚染、水質の汚染、土壌の汚染というものと、バイオマスで、循環というものに入ってくる。

これからの野外活動を考えた時に、バイオマストイレというのをひとつ頭においておくのが必要なのかなという感じを持っている。

ゴミの問題とトイレの問題、こういったものをきちっと整理されない限り、観光立国とか、観光立県とか、観光市と言ってもしょうがない。その辺のところをきちっとするような、遠くを見ながらも、どこか実験的に、市でバイオトイレというのを検討いただければ、という希望です。

ｸﾘｰﾝ推進課：それについては、一般廃棄物処理基本計画の中での対応ではなくて、別の観点からの対応ということで考えさせていただきたいと思ひます。

委員 F：それで結構です。

議長：一応一通り全体にわたってご意見、ご質問等が出たようでございます。

他に無いようであれば、本件についての審議は終結といたしますがよろしいでしょうか。

議長：では、続きまして議題2の「一般廃棄物収集運搬体制及びゴミ処理手数料の見直し（案）」について担当部署からの説明をお願いします。

ｸﾘｰﾝ推進課：説明（省略）

議長：それでは、質疑等に入ります。只今の説明にたいしてご不明な点や意見がございましたらお願い致します。

委員 H：月に2回しかなかった資源回収等が毎週やっていただけるということになりますと、非常にごみの削減にもなるし、資源に繋がっていくのではないかと喜んでおります。

ただこの中で気にかかったのが、改定になった際に粗大ゴミ処理手数料が現行の940円が1,200円とかなり価格が上がりますよね。これについての不法

投棄が気になるのですが、どうして市原市は1点となっていて、大中小の区別もなく1.5m以上のものになりますと、一律に1,200円というふうになりますと、私は里山の環境保全活動をしておりますが、平成17・8年位から不法投棄のごみが増えていまして、やはり有料化のせいで、ごみが増えたと思っているんです。そのことについて、また金額がこれだけ上がってしまうと、ますます増えるのではないかと怖い感じがします。

捨てられている物を見るとそれほど大きな物ではないんです。家庭の車に積めるような物が捨てられているんです。せめて1点でなく、もう少し小さな物は安くしてくれるとか、柔軟な形に変えていただけると、不法投棄が減るのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

クリーン推進課：粗大ごみとして扱うものは、縦横高さを足して1.5m以上ということで規定しております。ただしそれ以下のものについては、今市原市のごみの収集運搬体制の中では燃やさないごみとしてステーションに出せます。今後値上げとなりましたら不法投棄も予想されますから、それについても10月1日からの施行に向けて、啓発活動を実施していきたいと考えております。

もう一つは、1点という解釈ですが、コタツなら家具調コタツでなければ、セットで1点、布団については2枚で1点、座布団については5枚で1点ということでやっておりますので、持ち込みされる際に、既に皆様もご承知だとは思いますが、再度確認していただきたいと思っております。

委員 H：例えば、2脚の椅子を持って福増に行きましたら、2脚で1点ということで420円でした。でも1脚でも420円なんです。座布団1枚捨てるのも1,200円ということになりますよね。一番最小の単位を考えてもらえたら、と思うのですが。

クリーン推進課：その件につきまして、市民懇話会の中でも議論になったケースなのですが、結論的には処理経費の内訳を見ますと、収集運搬経費にほとんどがかかっていまして、要は、大きさに関わらず取りに行くこと自体に経費がかかっておりますので、逆に今回の市原市方式の方が妥当ではないかと。市民の方から見ると理解しづらい面が確かにあると思うのですが、実際のところ、収集運搬にかかる手間は同じですので、市原市方式の方がむしろ公平なのではないかという結論になったところです。

今回の改正の中で、福増クリーンセンターに直接持ち込むごみについては、従量制ということで、重さでカウントすることにしたので、その辺の事に関してはかなり改善されたと思っております。

委員 I：料金の問題で不法投棄が増えるというのはどこでも聞かれますけど、監視カメラを全部の収集場につけるわけですか？

クリーン推進課：全部の収集場につけるということではなくて、不法投棄の比較的多い所につ

けようと考えております。

委員 I : 比較的多い所というのは収集場ですか。

クリーン推進課 : 収集場ではなくて、一般的に道陰であるとか、そういう所です。ステーションにつきましては、適正に排出されない場合、啓発の貼紙等をして、今後出さないような措置をお願いしているところでございます。

委員 I : 一般には私有地に捨てられることも多いのですが、それはどのように対処しているのですか。

平田次長 : 今の不法投棄の件に関しては、環境部の中で所管しておりますが、課が違いますので私の方からお答えさせていただきます。

今、市原市の中では、監視カメラにつきましては市内に何箇所か、今まで不法投棄される場所を中心に、色々なかたちで監視しております。今、これが功を奏しまして、その場所は段々減ってきました。ところが、目の行き届かない監視カメラがないような所でぽつぽつ始まっているのが実情でございます。

一点目で対応しているのが、監視カメラの位置につきましてもう一度見直そうと検討しています。

もう一つ、今年度、特に力を入れていることは、ごみのごみを呼ぶということですから、道路や街中に落ちているものにつきましては、通報があった場合には、基本的には即日見に行き対応できるものは取って来ると。もう一つはアイダス委員とか、ペリカン号という車が委託で幹線道路を回ってございまして、見つけたものは処理をしよう、というところに対応している状況でございます。

今の御提案の中の収集体制、料金との関係の中で、不法投棄は確かに懸念されるところでございますが、できるだけ自分達職員と共に、市民の方とか、アイダス委員の方とか情報を寄せていく形の中で、何とか対応していきたいと思うますので、よろしく願いいたします。

委員 C : 川の比較的深いところに捨てる、というのがあります。具体的にタイヤとか布団とかブルーシートやマットレス、自転車など、下に沈むようなものを捨てていくと。1級河川、2級河川で管轄の役所が違うと思うのですが、それを引きあげた場合にどこが対応してくれるのか。

平田次長 : 基本的には、施設を管理しているところ、例えば、川であれば1級河川、2級河川であれば県になり、土木事務所、整備事務所があります。その他の河川・赤道・青道につきましては、市の方で管理しております。皆様、里山等の中でご協力いただきながら不法投棄のものを集めて下さったりしている団体もいらっしゃると思います。不法投棄対策課の方にご連絡いただいて、行政が出来る事を確認した上で、市が回収に伺うという話にな

と思いますので、そういうところでまず環境部の中の不法投棄対策課がまずは窓口になると思いますのでよろしくお願いします。

委員 J : 不法投棄のことがでていきますので、先程県にも話したけど、事業者との連携とありましたが、市内の業者ですか、市内、県外全部ですか。

クリーン推進課 : 不法投棄ではなくて事業系から出る一般廃棄物について、資源化できるものについて、資源回収団体と協力して、資源化率を上げるための施策として、そのごみを集めて、資源物として出せないかという、そのための事業連携です。

委員 J : 家の近くに大きい団地がありまして、家電を買ってきてやたらに山に捨てる、また生ごみも日曜・祭日が続きますと捨てる、そういう時に回収に来てくれと言うのですが、対応が遅い。犬の糞の始末も悪い。

先程、パトロールまたは監視と言いますが、どのくらいの効率で回っているのですか。家の方の地域で、不法投棄がパトロールに来て監視している車というのは、見たことがないんですよ。光風台の近隣の町会です。高坂とか立野とか。そういう所に不法投棄が多いんですよ。頻度としてどのくらいやっているのか。

平田次長 : 主要幹線をペリカン号という車が、道路の際を色々なものを拾いながら動いています。その他に職員の方が市内を回っているのは、去年よりも本年度の方が倍以上動いている実情がございます。2人で乗っていますので、2人で持ってこれるような物については、処理できるものは処理してくるという繰り返しをしています。どれ位の頻度かは、データがないのでそこまではお答えできません。

委員 J : もう一点、自転車とかミニバイクの放置ですとか、山に捨てられているとか、いたずらもあるのでしょうが、それは市の清掃の方ですか、警察ですか。

クリーン推進課 : 自転車については、基本的には警察。市が扱うものは、ごみとして要らなくなったものについては扱いますが、一義的には警察になります。警察で盗難車か持ち主があれば、そちらの方に連絡することになっていまして、警察で持ち主がない、ごみという事になった時に市が対応するという事です。

委員 J : ミニバイクなんか解体されて、タイヤとエンジンがないものは警察の手を離れるのですか。

クリーン推進課 : 一度、警察に通報します。

委員 J : 現場に来てくれる人によって対応が違うので、そこでトラブルが起きることもありますので確認したいと思ったのです。

委員 D : ごみは全て細分化して分別をしていけば、家庭の中でも自分のところでも処理できるのとできないものがありますよね。できないものについては、今の自転車なんですけど、買う時に古くなったら引きとってもらえるか聞いたら嫌

とは言わないと思うのですよ。生産者が引き取るというのがありますよね。

ｸﾘｰﾝ推進課：拡大生産者責任という考え方をドイツなどが特に進んでいるということで、日本でも一部取り入れているのですが、家電リサイクルなどがそういう考えなんですけど、今、パソコン、消火器リサイクル、オートバイリサイクルというのは業界の方で自主的に作っています。そこまでいってないものもありますし、中間的な形で行政からも負担金を出して事業者も負担金を出してというのは、プラスチックとかペットボトルなんかのリサイクルは、中間的な形でやっています。日本では混在しているのが現状です。

委員 D：各家庭で厳密にやっていくと、処理できないところがあるので家電屋さんに行ってそういう話をみんな持ちかければ、販売店は製造者に相談すると思うんですよね、そういうことでやっついていかないと、不法投棄も粗大ごみもずっと続いていくと思うんですよ。

やはり循環型の社会を目指すということですから、資源を大事にするということになれば、そういうサイクルをちゃんと確立していかなければ、勿体ないですよ。やがて私達にしっぺ返しがきて高いものを使わないといけないことになりますので、生産者責任を行政が市民に理解ができるように仕向けて働きかければ、市民の人は労力を惜しむことはそれほど厭わなくなると思うのですが。分別をきちんとして収集事業とかやっただけであれば、もう少し良くなる気がするのですが。

ｸﾘｰﾝ推進課：ありがとうございます。環境の担当からすると、まさにおっしゃるとおりでございます。小型家電のレアメタルの関係で、環境省と経産省で相当やりあっていた経緯があるのですが、結局経産省から押し切られて事業者負担はなし、という方向になったという経緯がありまして、そういう中で、今おっしゃられたようなものが市民、国民の人が当たり前だという社会になれば、環境の面では非常に好ましいことかと思えます。

我々も何かの機会に市民の方にもアピールしますし、国の方の要望等も、事あるごとに今も出しているのですが、今後も続けて行きたいと思えます。

委員 E：有害ごみについてですが、蛍光管については有害ごみということで、他に有害ごみとして扱っているものはあるのですか。

ｸﾘｰﾝ推進課：乾電池とスプレー缶、ライターです。

委員 E：そうすると、今回、蛍光管のものが入って、この中で有害ごみが入ってくると、計画の中では有害ごみの流れが全然入ってないのですが、それは燃やさないごみの中で整理されていると考えればいいのですか。

ｸﾘｰﾝ推進課：これについては、燃やさないごみの中の分別です。

52 ページのフロー図で触れています。

有害ごみの定義なのですが、乾電池を有害ごみとして取り扱っております。

先程言いましたガスライターとスプレー缶は不燃物として収集を行っておりますので訂正します。

先程、委員からお話がありました廃蛍光管の処理につきましては、基本計画の52ページの中で、分別、収集運搬体制の整備の概要の中で位置づけております。

補足ですが、39ページのフロー図では、燃やさないごみとしております。

委員 H：祝日収集日の拡充とありますが、お正月はどうなりますか。今までと変わらないのでしょうか。今年も5日分のごみが家庭に溜まっておりまして、非常に困ったものですから。

クリーン推進課：年末年始については、今のところ変更する予定はございません。よろしくお願いいたします。

議長 長：他にはございませんでしょうか。

意見は出尽くしたようですので、本件についての審議は終結してよろしいでしょうか。

本件の審議につきましては採決に入りますので傍聴者の方は係員の指示に従って一度ご退席の方お願い致します。

～傍聴者退室～

議長 長：それでは採決をいたします。

はじめの議題1「市原市一般廃棄物処理基本計画（案）」について、妥当なものとして認めることに賛成の委員の方は挙手をお願いします。

満場一致ですので妥当なものいたします。

続きまして議題2「一般廃棄物の収集運搬体制及びごみ処理手数料の見直し（案）」について、妥当なものとして認めることに賛成の委員の方は挙手をお願いします。

満場一致ですので、ただ今の意見をもとに答申書を作成することになりますが、答申書の作成につきまちはいかがいたしましょうか。

委員 K：会長に一任でよろしいかと思えます。

議長 長：私に一任の声がありましたので、先ほどの協議事項を反映させまして、答申書を作成することにいたします。

それでは、傍聴者の方、再度入室をお願いします。

～傍聴者入室～

議長 長：それでは傍聴者の方にお知らせいたします。さきほど審議いたしました審議案件1「市原市一般廃棄物処理基本計画（案）」について採決の結果、満場一致で妥当なものとして判断いたしました。

審議案件2「一般廃棄物の収集運搬体制及びごみ処理手数料の見直し（案）」についての採決の結果、これも満場一致で妥当なものとして判断いたしました。

以上をもちまして本日の議題は終了いたします。

傍聴者の方、本日の議題は終了いたしましたので資料を返却のうえ、ここで退室をお願いいたします。

～傍聴者退室～

議長：皆様のご協力によりまして、無事、議事を終了することができました。

どうもありがとうございました。それでは事務局にマイクをお返しします。

司会：泉水会長ありがとうございました。

これもちまして本日の審議会を終了いたします。

引き続き事務局の方から事務連絡させていただきます。

答申書につきましては先ほどご審議いただきました意見を反映させた答申書を作成し、会長より答申をさせていただきます。なお答申書の写しは後日、委員の皆様へ送付をさせていただきます。

議事録につきましては作成後、議事録署名に指名されました委員の方に確認していただいた後に、確定させていただきます。

～他事務連絡 省略～

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。本日はどうもありがとうございました。